

産業構造審議会運営規程（抄）

（ワーキンググループ等）

- 第15条 小委員会等は、その議決をもって、特定の事項を調査させるため、ワーキンググループその他の機関（以下「WG等」という。）を置くことができる。
- 2 WG等に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、小委員長等が指名する。
 - 3 WG等に座長を置き、当該WG等に属する委員及び臨時委員（以下「当該WGに属する委員等」という。）の互選で選出される者又は当該WG等に属する委員等のうちから小委員長等の指名する者がこれにあたる。
 - 4 座長は、当該WG等の事務を掌理する。
 - 5 座長に事故があるときは、当該WG等に属する委員等のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 6 WG等は、当該WG等に属する委員等の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
 - 7 WG等の議事は、当該WG等に属する委員等で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
 - 8 WG等の議決は、座長が当該WG等に属する委員である場合に限り、小委員長等の同意を得て、小委員会等の議決とすることができる。